

泉大津市市民活動支援センター及びいづみおおつ男女共同参画交流サロン管理運営業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要項

(設置)

第1条 泉大津市市民活動支援センター及びいづみおおつ男女共同参画交流サロン管理運営業務委託に係る公募型プロポーザル方式による最優秀提案者の選定を行うため、泉大津市市民活動支援センター及びいづみおおつ男女共同参画交流サロン管理運営業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、経過及び結果を泉大津市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) プロポーザル実施要領に関すること
- (2) 最優秀提案者を決定するための審査方法及び審査基準に関すること
- (3) 企画提案書等の審査及び評価に関すること
- (4) 最優秀提案者の決定に関すること
- (5) その他最優秀提案者の決定に関し必要な事項に関すること

(組織)

第3条 審査委員会は、委員若干名で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民公益活動に対し学識経験を有する者
- (2) 男女共同参画に対し学識経験を有する者
- (3) 市職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員長の職務等)

第4条 審査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長が委員のうちからあらかじめ定める者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初に行う会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

(書面開催)

第6条 会議は、必要に応じて書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができます。

(意見等の聴取)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第8条 審査委員会の委員及び関係職員は、委員会において知り得た事項又は職務上知り得た事項をほかに漏らしてはならない。

(審査結果の公表)

第9条 会議における審議の経過及び結果は、市長が契約の相手方を選定した後に、公表することができる。

(事務局)

第10条 事務局は、市民協働推進課及び人権くらしの相談課に置くものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、審査委員会の組織運営に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和7年8月27日から施行する。

(要項の失効)

2 この要項は、最優秀提案者を選定した日の翌日にその効力を失う。